

広報いこま

# I・K・O・M・A

人権尊重の魅力あるまち

## 今月の特集

コンピュータ西暦2000年問題 年未年始に向けた準備を！  
介護保険制度「要介護認定等申請」の受け付けを行っています  
生駒市職員の給与などの概要の公表

## 今月の人口（前月比）

|      |                |
|------|----------------|
| 人口総数 | 114,450 (+ 57) |
| 世帯数  | 39,543 (+ 66)  |
| 男    | 55,312 (+ 36)  |
| 女    | 59,138 (+ 21)  |

12月1日現在、外国人登録を含む



## ✳生駒市民憲章

わたくしたちは、美しく豊かな自然環境のなかで、連帯感をたいせつにして、文化の香り高い、個性的なまちを創造してゆくために市民憲章を定めます。

1. 美しい水と緑をまもります。
  2. 明るい家庭をきずきます。
  3. みんなで友情の輪をひろげます。
  4. 進んでスポーツに親しみます。
  5. いつまでも進歩と向上をめざします。
- 昭和53年1月1日制定

## 今月の表紙

遠隔地から医師が指示する円形的の中心にカメラをあて、心臓の画像（動画）を転送する時のデータ圧縮技術を研究する研究生。奈良先端科学技術大学院大学では、今日も最先端の実験・研究が続く。

# コンピュータ西暦2000年問題

## 年末年始に向けた準備を!

まもなく2000年。コンピュータ西暦2000年問題については、官民一体となり徹底した未然防止や危機管理などの対応が行われています。

したがって、2000年問題に起因して、日常生活に深刻な影響を与えるような混乱は生じないと考えます。しかし、日常生活でときには経験するような小規模あるいは短期的な不都合を含め、万一の場合に備えて、市民の皆さんも一人ひとりが念のための準備を行うことはたいせつなことです。この機会にぜひ防災対策も見直しをして、西暦2000年という新しい年を安心してお迎えください。

問い合わせ = 生駒市コンピュータ西暦2000年問題対策本部事務局  
(行政推進室内、内線215)

### 生駒市では

この2000年問題については、市庁内の電算処理システムを2年前から調査・修正作業を行い、システムの対応を完了しています。また、今年9月から「コンピュータ西暦2000年問題対策本部」を設置し、「同問題危機管理計画」を策定するなど万全の対策をとっています。

さらに、年末から年始にかけては、職員が待機・監視体制をとり、関係機関や市民の皆さんからの問い合わせなどにも応じます。

詳しい情報は、インターネットでもお知らせしています。

生駒市ホームページアドレス <http://www.city.ikoma.nara.jp/>

奈良県ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/>

### わが家の安全対策

「備えあれば、憂いなし」の精神で

#### 食料・飲料水・電気・ガスなどについて

食料の供給や電気、ガス、水道などの重要なサービスについては、大きな問題は起こらないと考えられます。ただ、家庭で防災用(地震や風水害)として備えている2~3日分の食料・飲料水、救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池などは、この機会に準備や点検をしておきましょう。



#### 薬・医療器具について

常備薬などはこの機会に不足しているものがないか点検しましょう。また、在宅で医療機器を使っている場合は、必ず事前に主治医に相談しましょう。



#### 身近な家電製品など

冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、炊飯器、エアコンなどに問題は起きないと考えられます。しかし、日付管理を行っているパソコン・ファクス・電話・ビデオなどの機器の一部で、日付表示のずれなど、不都合が起こるものもありますので、メーカーに問い合わせをしましょう。

#### 年末年始の電話・インターネットの利用について

大きな問題は発生しない見通しですが、年末年始に特定地域に電話利用が集中した場合、回線が混んでつながりにくくなる場合があります。緊急連絡以外の通信は控えるよう、ご協力をお願いします。

#### 預貯金などの記録

金融機関や郵便局の預貯金記録はバックアップ(保存)されますので、預金などの記録が消えるなどの大きな問題は発生しないと考えられます。しかし、安心のため年末には通帳に記帳し、残高記録を確認しましょう。

## 介護保険制度

# 「要介護認定等申請」の受け付けを行っています

介護が必要になったときでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「介護」を保険制度として社会全体で支え合う新しい仕組み **介護保険制度** が平成12年4月から始まります。介護保険のサービスを利用するためには、まず介護保険課に要介護認定等の申請をし、介護(または支援)が必要であると認定されなければなりません。この「要介護認定等申請」の受け付けは、10月から行っています。

相談・問い合わせ = 介護保険課 (内線483)

**対象者** 市内に住所を有する**65歳以上の人**(昭和10年4月2日までに生まれた人)で、日常生活において何らかの支援や寝たきりなどで介護が必要な人

市内に住所を有する**40歳以上65歳未満の人**(昭和10年4月3日から昭和35年4月2日までに生まれた人)で、脳血管疾患など加齢に伴う病気(特定疾病)が原因で介護や支援が必要な人

**申請** 本人または家族のほかに、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうことができます。

申請書は介護保険課(市役所1階11番窓口)にあります。

誕生日ごと(右表)に申請受付期間を決めさせていただいていますので、ご協力ください。

40歳以上65歳未満の人は、医療保険証を持参してください。



要介護認定等  
申請受付期間

|         | 誕生日            |
|---------|----------------|
| 12月     | 7・8・9月生まれの人    |
| 平成12年1月 | 10・11・12月生まれの人 |

申請受付期間が10・11月であった人(誕生日が1月から6月までの人)も、介護などを必要とされる人は随時申請してください。

申請は、2月以降も受け付けます。

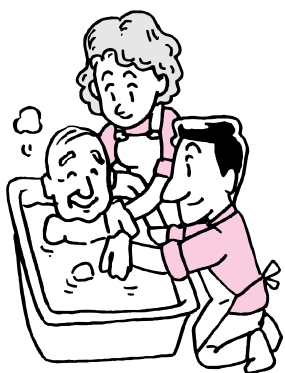
## 現在、介護サービスを受けている人も申請が必要です

現在、寝たきりや痴呆(痴呆)などで自宅や施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)で介護サービスを受けている人も、平成12年4月から介護保険のサービスを利用するには「認定」を受ける必要がありますので、当該サービスを受けておられる施設、または介護保険課へご相談ください。

## 認定結果について

本人あてに認定結果通知書を郵送します。

### 認定結果の区分



| 要介護度 | 身体の状態   |
|------|---|
| 要支援  | ・日常生活の能力は基本的にあるが、家事などに一部介助が必要                                 |
| 要介護1 | ・立ち上がりや歩行が不安定<br>・排泄や入浴に一部介助が必要                               |
| 要介護2 | ・自力では起き上がりが困難<br>・排泄・入浴などで一部または全部の介助が必要                       |
| 要介護3 | ・起き上がり・寝返りが自力ではできない<br>・排泄・入浴・衣服の着脱などで全部の介助が必要                |
| 要介護4 | ・上記(要介護3)状態のほか、問題行動が増える<br>・排泄・入浴・衣服の着脱・清潔・整容など多くの行為で全面的介助が必要 |
| 要介護5 | ・生活全般について、全面的介助が必要  |

**注意** 上記認定結果の効力は平成12年4月からですが、要介護認定の審査・判定結果の通知後に心身の状態が変化した場合、再度、要介護認定等の申請を行うことができます。また、認定結果に不服などがある場合は、奈良県の「介護保険審査会」に審査請求することができます。

# 生駒市職員の給与などの概要を公表します

生駒市職員の給与などの状況を知っていただくために、県下一斉に統一の様式で、その概要を公表します。

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分     | 住民基本台帳人口<br>(平成11年3月31日現在) | 歳出額(A)       | 実質収支      | 人件費(B)      | 人件費率(B/A) | 参考：平成9年度の<br>人件費率 |
|--------|----------------------------|--------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|
| 平成10年度 | 113,157人                   | 31,188,186千円 | 795,542千円 | 7,722,426千円 | 24.8%     | 23.0%             |

## (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

| 区分     | 職員数<br>(A) | 給与          |             |             |             | 1人当たり給与費<br>(B/A) |
|--------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|
|        |            | 給料          | 職員手当        | 期末・勤勉手当     | 計(B)        |                   |
| 平成11年度 | 915人       | 3,650,311千円 | 1,023,830千円 | 1,891,672千円 | 6,565,813千円 | 7,176千円           |

## (3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況(平成11年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職    |       |
|-----|----------|-------|
|     | 平均給料月額   | 平均年齢  |
| 生駒市 | 337,600円 | 39.4歳 |
| 国   | 322,033円 | 39.7歳 |

## (4) 職員の初任給の状況(平成11年4月1日現在)

| 区分  | 生駒市   |                | 国        |                |          |
|-----|-------|----------------|----------|----------------|----------|
|     | 決定初任給 | 採用2年経過日<br>給料額 | 初任給      | 採用2年経過日<br>給料額 |          |
| 一般  | 大学卒   | 181,100円       | 194,400円 | 174,200円       | 188,500円 |
| 行政職 | 高校卒   | 146,300円       | 157,500円 | 141,700円       | 151,600円 |

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成11年4月1日現在)

| 区分  |     | 経験年数：5年以上10年未満 | 経験年数：10年以上15年未満 | 経験年数：15年以上20年未満 |
|-----|-----|----------------|-----------------|-----------------|
| 一般  | 大学卒 | 250,520円       | 300,712円        | 371,021円        |
| 行政職 | 高校卒 | 213,183円       | 250,150円        | 319,671円        |

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成11年4月1日現在)

| 区分       | 1級         | 2級         | 3級       | 4級       | 5級    | 6級    | 7級    | 8級   | 9級   | 計      |        |
|----------|------------|------------|----------|----------|-------|-------|-------|------|------|--------|--------|
| 標準的な職務内容 | 事務員<br>技術員 | 事務員<br>技術員 | 主事<br>技師 | 主事<br>技師 | 主任    | 係長級   | 課長補佐級 | 課長級  | 部長級  |        |        |
| 職員数      | 10人        | 47人        | 107人     | 43人      | 83人   | 199人  | 48人   | 59人  | 22人  | 618人   |        |
| 構成比      | 1.6%       | 7.6%       | 17.3%    | 7.0%     | 13.4% | 32.2% | 7.8%  | 9.5% | 3.6% | 100.0% |        |
| 参考       | 1年前の構成比    | 0.5%       | 8.0%     | 19.4%    | 4.1%  | 14.6% | 34.2% | 6.8% | 8.7% | 3.7%   | 100.0% |
|          | 5年前の構成比    | 4.3%       | 15.9%    | 12.3%    | 5.4%  | 15.3% | 29.3% | 7.1% | 5.9% | 4.5%   | 100.0% |

## (7) 昇給期間短縮の状況(一般行政職)

| 区分                                     | 平成10年度 | 平成9年度 |
|--|--------|-------|
| 職員数<br>(A)                             | 588人   | 597人  |
| 普通昇給期間(12~24か月)<br>を短縮して昇給した職員数<br>(B) | 0人     | 40人   |
| 比率<br>(B/A)                            | 0%     | 6.7%  |

第1表 人件費の状況は、平成10年度の歳出額に対する人件費の割合です。これには、特別職の給料・報酬なども含まれています。  
 第2表 平成11年度の職員数と、職員1人当たりの平均年間給与費です。  
 第3表 職員の平均給料月額および平均年齢の状況です。  
 第4表 平成11年4月1日現在での職員の初任給の状況です。  
 第5表 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額を示しています。  
 第6表 一般行政職の級別職員数の状況と標準的な職務内容を示しています。  
 第7表 普通昇給期間を短縮して昇給した職員数と、全職員に占める割合です。

—— 普通会計は、自治省が決算統計作成のため定めた基準で、本市の場合は一般会計と特別会計の一部を含めた数値です。また、一般行政職は、総職員数から技能職、消防職、教育職、水道企業職などを除いたものです。

(8) 職員手当の状況

|                                  |  |                     |                      |                                      |              |                           |          |          |
|----------------------------------|--|---------------------|----------------------|--------------------------------------|--------------|---------------------------|----------|----------|
| 期末手当<br>勤勉手当<br>(平成11年度<br>支給割合) | 生<br>駒<br>市  | 6月期                 | 1.6か月分               | 0.6か月分                               | 国            | 6月期                       | 1.6か月分   | 0.6か月分   |
|                                  |  | 12月期                | 1.9か月分               | 0.6か月分                               |              | 12月期                      | 1.9か月分   | 0.6か月分   |
|                                  |  | 3月期                 | 0.55か月分              |                                      |              | 3月期                       | 0.55か月分  |          |
|                                  |  | 計                   | 4.05か月分              | 1.2か月分                               |              | 計                         | 4.05か月分  | 1.2か月分   |
|                                  |  | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |                      |                                      |              | 職制上の段階、職務の級等による加算措置       |          |          |
| 退職手当<br>(平成11年度<br>支給率)          | 生<br>駒<br>市  | 自己都合                | 勤続20年                | 21.00か月分                             | 勤奨・定年        | 自己都合                      | 勤続20年    | 21.00か月分 |
|                                  |  | 勤続25年               | 33.75か月分             | 44.55か月分                             | 勤続25年        | 33.75か月分                  | 44.55か月分 |          |
|                                  |  | 勤続35年               | 47.50か月分             | 62.70か月分                             | 勤続35年        | 47.50か月分                  | 62.70か月分 |          |
|                                  |  | 最高限度額               | 60.00か月分             | 62.70か月分                             | 最高限度額        | 60.00か月分                  | 62.70か月分 |          |
|                                  |  | その他の加算措置            | 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) |                                      | その他の加算措置     | 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)      |          |          |
|                                  |  | 退職時特別昇給             | 1号給                  |                                      | 退職時特別昇給      | 1号棒                       |          |          |
|                                  |  | 1人当たり平均支給額          | 2,573,166円           | 19,632,370円                          |              |                           |          |          |
| 調整手当<br>(平成11年4<br>月1日現在)        | 支給対象地域   |                     |                      |                                      | 市内全域         |                           |          |          |
|                                  | 支給率  |                     |                      |                                      | 6%           |                           |          |          |
|                                  | 支給対象職員数  |                     |                      |                                      | 922人         |                           |          |          |
|                                  | 国の制度(支給率)  |                     |                      |                                      | 3%           |                           |          |          |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成10年度決算)      |  |                     |                      | 250,681円                             |              |                           |          |          |
| 特殊勤務<br>手当<br>(平成10年度)           | 区分   |                     |                      |                                      | 全職種          |                           |          |          |
|                                  | 職員全体に占める手当支給職員の割合  |                     |                      |                                      | 48.5%        |                           |          |          |
|                                  | 支給対象職員1人当たり平均支給年額  |                     |                      |                                      | 116,352円     |                           |          |          |
|                                  | 手当の種類(手当数)   |                     |                      |                                      | 13           |                           |          |          |
| 代表的な手当の名称                        | 支給額の多い手当   |                     |                      | 環境衛生業務手当、賦課徴収手当、消防防災手当、年末年始勤務手当、保育手当 |              |                           |          |          |
|                                  | 多くの職員に支給されている手当  |                     |                      | 消防防災手当、環境衛生業務手当、賦課徴収手当、保育手当          |              |                           |          |          |
| 時間外<br>勤務手当                      | 平成10年度   | 支給総額                |                      |                                      | 238,454,660円 |                           |          |          |
|                                  |  | 職員1人当たり支給年額         |                      |                                      | 320,504円     |                           |          |          |
|                                  | 平成9年度  | 支給総額                |                      |                                      | 241,624,076円 |                           |          |          |
|                                  |  | 職員1人当たり支給年額         |                      |                                      | 318,345円     |                           |          |          |
| 扶養手当<br>(平成11年4<br>月1日現在)        | 内容   |                     |                      |                                      | 国の制度と異同      | 国の制度と異なる内容                |          |          |
|                                  | 配偶者:16,000円、配偶者以外の扶養親族:2人までそれぞれ5,500円(扶養親族でない配偶者があある場合の1人目6,500円)、3人目以降2,000円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族1人目11,000円 なお、扶養親族のうち満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円を加算する |                     |                      |                                      | 同じ           | なし                        |          |          |
| 住居手当<br>(平成11年4月1日現在)            | 借家:最高支給限度額 27,000円<br>持家:3,000円  |                     |                      |                                      | 一部異なる        | 持家:1,000円(新築購入後5年間2,500円) |          |          |
| 通勤手当<br>(平成11年4月1日現在)            | 交通機関利用者:全額支給限度額45,000円(最高支給限度額50,000円)<br>交通用具使用者:2km以上で5kmごとに9段階の区分(最高支給額20,900円)   |                     |                      |                                      | 同じ           | なし                        |          |          |

(9) 特別職の報酬等の状況(平成11年4月1日現在)

| 区分               | 給料月額・割合 |             |
|------------------|---------|-------------|
| 給料               | 市長      | 1,060,000円  |
|                  | 助役      | 880,000円    |
|                  | 収入役     | 785,000円    |
| 報酬               | 議長      | 700,000円    |
|                  | 副議長     | 625,000円    |
|                  | 議員      | 570,000円    |
| 期末手当<br>(平成11年度) | 市長      | 6月期 1.6か月分  |
|                  | 助役      | 12月期 1.9か月分 |
|                  | 収入役     | 3月期 0.55か月分 |
|                  | 計       | 4.05か月分     |
| 議長               | 議長      | 6月期 1.6か月分  |
|                  | 副議長     | 12月期 1.9か月分 |
|                  | 議員      | 3月期 0.55か月分 |
|                  | 計       | 4.05か月分     |

第8表 職員に支給される主な手当の状況です。

第9表 平成11年4月1日現在での特別職(市長、助役、収入役)と市議会議員の給料・報酬・期末手当の状況です。

第10表 行政部門別の職員数と前年からの職員数の増減状況です。

(10) 定員の状況

部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

| 区分          | 職員数     | 対前年増減数 |       |       |
|-------------|---------|--------|-------|-------|
|             |         | 平成9年   | 平成10年 | 平成11年 |
| 部 門         |         | 平成9年   | 平成10年 | 平成11年 |
| 一 般 行 政 部 門 | 議 会     | 8      | 8     | 8     |
|             | 議 会 議 員 | 8      | 8     | 8     |
|             | 議 会 議 員 | 0      | 0     | 0     |
|             | 議 会 議 員 | 3      | 4     | 1     |
|             | 議 会 議 員 | 1      | 1     | 2     |
|             | 議 会 議 員 | 0      | 1     | 0     |
|             | 議 会 議 員 | 0      | 0     | 0     |
|             | 議 会 議 員 | 4      | 1     | 6     |
|             | 議 会 議 員 | 138    | 132   | 150   |
|             | 議 会 議 員 | 74     | 71    | 68    |
| 小 計         | 541     | 525    | 545   |       |
| 特 行 政 部 門   | 教 育     | 213    | 212   | 223   |
|             | 消 防     | 146    | 144   | 150   |
|             | 小 計     | 359    | 356   | 373   |
| 普 通 会 計 計   | 900     | 881    | 918   |       |
| 公 営 企 業 等 門 | 水 道     | 54     | 52    | 53    |
|             | 下 水 道   | 24     | 24    | 25    |
|             | 其 他     | 18     | 18    | 18    |
|             | 小 計     | 96     | 94    | 96    |
|             | 合 計     | 996    | 975   | 1,014 |
| 対 前 年 増 減 数 | 平成9年    | 平成10年  | 平成11年 |       |
| 対 前 年 増 減 数 | 7       | 21     | 39    |       |

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。印は減少を示す。

# 清流・竜田川を目指して

## 竜田川クリーンキャンペーン



たいせつにしようね  
竜田川の水も、そこに住む魚も

竜田川に清流を取り戻し、子どもたちがはだして入れる川づくりを目指して、十一月十四日、中菜畑一丁目から小瀬町まで、約二・五kmにわたり竜田川クリーンキャンペーンが行われました。このクリーンキャンペーンは今年で六回目の開催となりますが、今回も竜田川流域の自治会の皆さんなど約千人もの人が参加して河川堤の清掃、桜の施肥と水やり、稚魚の放流などを行いました。無造作に捨てられたごみや刈った草などを拾うのはたいへんな作業。みんなが力を合わせて行いました。また、中本市長をはじめとする河川調査班が清掃を行いながら清流橋から大登大橋上流まで歩き、水質調査を実施。さらに、清掃などを終えた後には、子どもたちが参加して稚魚が放流され、放たれた千匹

のコイが元気よく泳いでいました。なお、この日集められたごみは可燃性が七、三五〇kg、不燃性が六五〇kgで合わせて八トンにも及びました。古くは和歌にも詠まれ親しまれてきた竜田川……。そのたいせつな川に清流を取り戻すためには、ごみを捨てない、川を汚さないなどわたしたちのちよつとした心がけが必要なのです。



竜田川の水はどんな水なんだろう？



奈良先端科学技術大学院大学を見学

市内にある公共施設などをバスで見学し、市民の皆さんに市政の内容や現状を理解していただくこと、十一月二十四日「市政バス教室」を開きました。最初に訪れた消防本部では緊急車両や通信司令室を、生駒郵便局では郵便番号識別機などを見学しました。清掃センターでは、効率よく燃焼させて処理する設備などの説明を受け、実際に稼働している焼却炉などを見て回りました。午後からは、奈良先端科学技術大学院大学を訪れ、まず情報科学研究科で、世界的な大会に参加するため日々研究が行われているロボット（視覚移動ロボット）がサッカー

### 市内の公共施設をバスで見学 市政バス教室

参加者の一人、さつき台にお住まいの川崎敏子さんは「生駒に引っ越してきて十数年になります。こんなにすばらしい施設があるなんて、びっくりしています。若い人にもぜひ、この市政バスに参加してもらいたいですね」と話されていました。



情報科学研究科で熱心に説明を聞く参加者

# 健康だより

児童福祉課(内線773)

## 乳幼児の豊かな心を育む環境とは



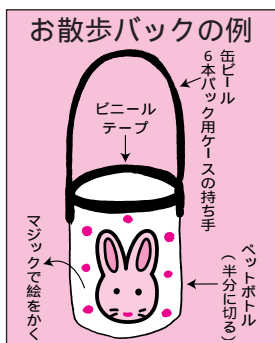
小平尾保育園  
岡田加代子園長

赤ちゃんは、手に触れる物を何でも口に入れて確かめることから始まります。そして手で触れ、目で見て、耳で聴き、口で味わい、鼻で匂いを嗅ぐなど、身体全体で体得しながら成長していきます。このように直接体で感じ、感触をとらえていくことはとてもたいせつですが、最近では、手や指を使って「ベタベタ」「ザラザラ」などの感覚を経験する機会が少なくなってきました。そのため、例えばのりが指につくことに抵抗を感じたり、土や泥で遊ぶことや砂場へはだしで入ることを嫌がったりする子どもが目立っています。

戸外で元気に遊ぼう  
寒くなるとどうしても部屋の中に閉じこもりがちになりますが、一日一回は戸外に出て、日光を浴びたり新鮮な空気に触れたりしましょう。日光浴や外気浴は、日常生活での緊張感やストレスを発散させ解放感をもたらします。また、活発に身体を動かすことにより血液の循環や内蔵諸器官の動きを促し、ひいてはおいしく食事が食べられ、よく眠れるなど、生活リズムを整えることにもつながります。いろいろな体験をしよう  
子どもたちは、自然に触れるのが大好きです。園庭ではプランターの下のだんご虫を見つけ、室内ではカブト虫やザリガニなどの飼育に目を輝かせています。身近な小動物に触れることは慈しみの気持ちを生み、生命の尊さを気付かせます。また、「見る、触

れる、試す、考える」といった経験が活動を豊かにし、感動する心を育てます。

このように子ども達の発達には子どもたちを取り巻く環境がたいせつです。年齢が小さくても子どもは散歩が大好きです。手をつないでもらいながらその距離を少しずつ延ばしていくと、とてもよく歩けるようになります。散歩はいろいろな道を歩く中で足腰を丈夫にし、途中で出会う虫や草花に興味を持ったり地域の人とふれあったりすることができます。こうした自然の仕組みの中でさまざまなことを学んでいく乳幼児期にこそ自然に触れる機会を生活に多く取り入れたいものです。皆さんもぜひお子さんとかわいのお散歩バッグを作って外へ散歩に出かけてみてください。そしてこの時期何かと忙しいと思いますが、上手に気分転換しながらいつもさわやかな気持ちでお子さんに関わり、楽しく子育てしましょう。



## ぼくが なにしたいうね!

なかよしかったよしお君が、近ごろ、ぼくと遊ばなくなりました。まえには、ぼくを家によんでくれたり、本をかしてくれたり、なんでも相談していたのに……。

「どうしたんだろう」と思っていた。

ある日、ほかの友だちから、よしお君がぼくと遊ばなくなったわけを聞いた。

よしお君のおかあさんが、「あの子と遊んだら、がらが悪くなる。これから、うんと勉強してえらくなってもらいたいのに。あんな子と遊んだらあかんよ」と言ったらしい。

よしお君のおかあさんの顔と、ぼくのにぎりこぶしが、二重に目につかんだ。

ぼくはものすごくはらがたつた。

ぼくがいつたいたにしたいうね。

なんで、がらが悪いんや。

なんで、人を差別するんや。

ぼくの家がびんぼうやからか。

ぼくの成績があまりよくないからか。

友だちであること、

勉強のよくてできることが、

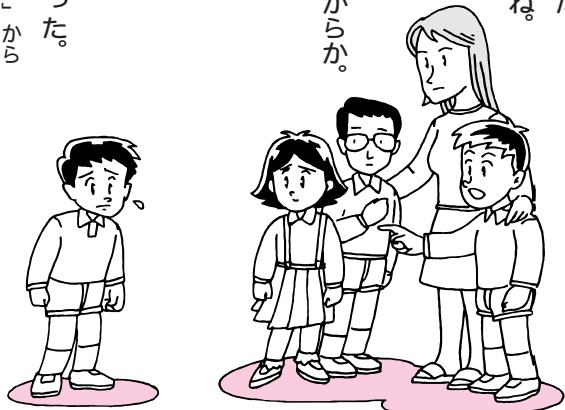
どんな関係にあるんや。

人を差別する人間のほうが、

よっぽど、がらが悪いぞ。

ぼくは、ものすごくはらがたつた。

奈良県同和教育研究会編「なかま」から



# Everyday English

④

## A Milestone -about miles (1)-

記録的な出来事  
~マイルについて(1)~

気軽に英会話



Joshua

ジョシュア・シャンクさん

One interesting thing about Americans is that we do not often use metric measurements, such as kilometers. For example, instead of kilometers we use miles to measure long distances. Sometimes this causes confusion, but Americans are so used to their system that words like 'mile' are even used in some everyday English expressions.

Somebody who speaks quickly without stopping is said to "talk a mile a minute", comparing their mouth to a car travelling at a highway speed. On highways in America, there is a small post at the side of the road to mark each mile. In older days these markers were stones, so they were called 'milestones'.

But in everyday English, a milestone has come to mean as important event in history. When Mark McGwire hit his 62nd homerun last year, it was a milestone in American baseball history.

アメリカ人の少し変わったところは、長さを表すのにキロメートルのようなメートル法をあまり使わないことです。例えば長い距離を表すのにはキロメートルの代わりにマイルを使います。これはときどき混乱を招きますが、アメリカ人はマイルという表現が日常英会話のあちこちで使われることに慣れてしまっています。

たてつけに速くしゃべる人は、その口を高速での速さで走る車に例えて「talk a mile a minute(1分に1マイルも話す)」と言われる。アメリカのハイウェイには、1マイルごとに目印を付けるため、道路のわきに小さな道しるべがあります。これらの目印はずっと昔、石であったため、「マイルストーン」と呼ばれていました。

しかし今日使われている英語では、マイルストーンは「歴史においての画期的な出来事」という意味を表すようになりました。昨年マーク・マグワイア選手が62本目のホームランを打ったのは、アメリカの野球史において「milestone(すばらしい出来事)」でした。



## 有里みねの会

わたしたちは、発足以来21年を迎えます。会員は15人で毎週木曜日午前10時から午後4時まで南コミュニティセンターせせらぎ小ホールで新舞踊の学習をしています。

自主学習グループ連絡会の一員として、高齢化社会に向けて趣味を生かしながら健やかな日々が過ごせるように続けています。当会は、(1)落ちこぼれのないように全員が踊れるまで指導をする。(2)地域での集まりや、旅行先での余興で踊れる民踊も取り入れる。(3)趣味を通じて思いやりの心、礼儀、健康管理と互いに気配りをし和やかなムードを作る。これらのことをモットーにしています。

皆さん、学ぶ喜びそして成果発表会へと意欲を燃やしているわたしたち有里みねの会のお仲間になっていただけませんか。

こころ豊かに！ 生涯学習 われら自主学習グループ

## ふみの会

ふみの会は、平成5年4月に発足して7年目になります。会員数は平均して30人程度です。文章表現を機軸として、手紙の書き方、書物を読んだ感想文、文学散歩をした後の紀行文の書き方などを学習してきました。

その中の書物は、主に古典で万葉集、伊勢物語を何年か学習し、昨年度から源氏物語の講義を受けています。

公開講座も年間5回程度やらせていただき、広く一般の方への呼びかけも広報を通じて行っています。最近是一般の方の聴講も増え、特に学習に関係したゆかりの地を訪れての文学散歩は大変好評を得ています。

講師のご造詣の深さと巧みな話術でわれわれ受講生は魅了させられます。年度のまとめとして各自、自主的に感想文を書いて文章を作っています。



問い合わせ 生涯学習振興課(内線643)

# 新しく入ったおすすめの本



新しい本は毎月2回「新しく入った本」のコーナーに出しています。  
ご希望の本が貸し出し中のときは、その本を予約することができます。

図書館(☎75-5000)・図書館南分館(☎77-0001)・中央公民館図書室(☎75-0188)・鹿ノ台地区公民館図書室(☎78-7966)

## 【おとなの本】

小説・エッセイ

アメリカ彦蔵 = 吉村昭  
 亀とムツゴロウ = 梅原猛  
 女龍王神功皇后(上・下) = 黒岩重吾  
 山河寂寥(上・下) = 杉本苑子  
 女学生の友 = 柳美里  
 流さる石のごとく = 渡辺容子  
 我は苦難の道を行く(上・下) = 上坂冬子  
 ドリンク・ライフ = ピート・ハミル  
 プラムアイランド = ネルソン・デミル  
 モデル・ビヘイヴィア = ジェイ・マキナー

歴史

海を渡った生き人形 = 小林淳一  
 戦争論 = 多木浩二  
 レイテ沖海戦 = 半藤一利  
 社会科学  
 少年犯罪の風景 = 佐木隆三  
 セーフティーネットの政治経済学 = 金子勝  
 ブランド = 石井淳蔵  
 プライバシーのドラマトゥルギー = 阪本俊生

その他

アフリカ旅日記 = 星野道夫  
 恋する文楽 = 広谷鏡子  
 ル・コルドン・ブルーデザート・テクニク = プリジェット・ジョーンズ  
 不眠な人々 = 矢 葉子

## 【子どもの本】

絵本

ウエズレーの国 = ポール・フライシュマン  
 あと10分でねるじかん = ベギー・ラスマン  
 はじめはりんごのみがいっこ = いたうひろし  
 読み物  
 ハロウィーンの巨人事件 = B・B・カルホーン  
 おじいちゃん目、ぼく目 = P・マクラクラン  
 その他  
 水生こん虫タイコウチの一年 = 湯浅政治  
 はないちもんめ = ひろのたかこ

みんなの本です。たいせつに！ 返却期限を守りましょう！

図書館ホームページアドレス  
<http://lib.city.ikoma.nara.jp/>



## 1月のおはなし会



図書館(☎75-5000)

とき = 午後4時 ~ 4時30分  
 第1・第3木曜日(対象 = 4歳 ~ 小学校1年生)  
 6日.....おいしいおかゆ ほか  
 20日.....サルのみも ほか  
 第2・第4水曜日(対象 = 小学校2年生 ~ 6年生)  
 12日.....山の上の火 ほか  
 26日.....ふしぎなオルガン ほか

図書館南分館(☎77-0001)

とき = 午後3時 ~ 3時30分  
 第1・第3土曜日(対象 = 4歳 ~ 小学校1年生)  
 15日.....お正月だけの名前 ほか  
 29日.....桃太郎 ほか  
 第2・第4土曜日(対象 = 小学校2年生 ~ 6年生)  
 8日.....四人のなまけもの ほか  
 22日.....犬と猫とうろこ玉 ほか

中央公民館図書室(☎75-0188)

とき = 午後3時 ~ 3時30分  
 第1・第3土曜日(対象 = 小学校1年生以下)  
 15日.....ねずみのすもう ほか  
 29日.....プレーメンの音楽隊 ほか  
 第2・第4土曜日(対象 = 小学校2年生 ~ 6年生)  
 8日.....あなのはなし ほか  
 22日.....かますのいつけ ほか

鹿ノ台地区公民館図書室(☎78-7966)

とき = 午後3時 ~ 3時30分  
 第1・第3土曜日(対象 = 4歳 ~ 小学校1年生)  
 15日.....夢見小僧 ほか  
 29日.....はなたれこぞうさま ほか  
 第2・第4土曜日(対象 = 小学校2年生 ~ 6年生)  
 8日.....ホレおばさん ほか  
 22日.....かしこいモリー ほか

## わたしがすすめる子どもの本

子どもたちにいい本を紹介したい.....。  
 そんな思いの皆さん、このコーナーに登場しませんか。  
 詳しくは広報広聴課(内線222)へ。

### 「小犬のピピン」

ローズマリー・サトクリフ 作  
 猪熊 葉子 訳  
 岩波書店

生まれてから8週間、小犬は女の人に飼われることになり、ピピンと名づけられます。ピピンと女の人(マミー)は仲よくなり、いつもいっしょにいて言葉を使わないでも長い話がありました。

しかし、ある日ピピンは病気になり、死んでしまいます。庭の大きなリンゴの木の下に埋められたピピンは、光とよるこびと歌のようなものが満ちあふれた場所へつれていかれたのです。ピピンとマミーは再び会えるのでしょうか.....。

小犬の死と再生をテーマにしたこのお話は、ローズマリー・サトクリフの数々の壮大な歴史物語の中にはさまれた、一篇の美しいシンフォニーのようです。

桃井智恵美さん(萩の台3丁目)



# 強引なマンション購入の 勧誘に要注意

**Q** 先日、マンションの購入を勧める電話がありました。お金がないと断っても「自己資金ゼロでもローンは組めるし、住まなくても人に貸せばじゅうぶんにもとがとれる」と一方的に勧められました。それでも断ると「よく聞かずは何を言っている。会って資料を見てから返事をしろ」と今度は脅してきます。家や会社にも何度も電話があり、妻も怖がっています。どうしたらいいでしょうか。

**A** (四十二歳 男性)  
バブル経済がはじけ不動産価格が下落した上に、低金利時代という状況の昨今、相談事例のようなマンションの購入をしつこく勧め



る悪質な業者に対しての苦情が全国的に多く寄せられています。「税金対策のためのよい方法がある」とか「老後の資産づくりを始めるチャンスだ」というのがうたい文句のようです。主に、三〇四〇歳代が被害にあうケースが多く、なぜか個人の情報が業者の手に渡り、職場にも家庭にも電話がかかってきます。

事例のように、電話で断ると「夜道に気を付けろ」「子どもの安全に気を付けろ」と脅されたり、一か月に六〜七回も電話をかけて嫌がらせをしたりします。また、業者に会った場合も「襟首を捕まれた」「机をたたき大声でどなりつけられた」というケースもあります。

とにかく、このような勧誘に対しては、マンションを購入する意志がない場合、決して長く話を聞かずにきっぱりと断り、相手にすきを与えないことです。また、「会ってから断ろう」と考えると考えないよう

にしましょう。

宅地建物取引業法では、業者の事務所や建設省令で定める場所（住居や勤務先など）、ただし、購入者がその場所へ来訪を求めた場合を除く）以外で宅地または建物の申し込みや売買契約をした場合は、八日間以上書面によって申し込みの撤回および契約の解除ができること定められています。

また、この業法の通達において、脅すような行為や電話によって長時間勧誘し迷惑を与えるような行為は禁止されています。罰則規定もありません。もし、このようなことがあれば警察へ被害届を出されるとういでしょう。

被害に遭わないためには、日ごろから必要でないものの勧誘は、勇気を持って毅然と断ることがたいせつです。今回の相談者にも、こういった助言を行いました。

このような消費生活の相談や苦情があれば、できるだけ早く、消費生活センターへお越しください。

とき＝月曜日から金曜日まで（祝日は休み）の午前10時から午後三時まで  
ところ＝消費生活センター（生駒セイセイビル三階、☎73・0550）

## 生駒市交通事故発生状況(平成11年11月末日現在)

| 区分<br>年別     | 総発生<br>件数      | 人身事故<br>件数    | 死者<br>数 | 物損事故<br>件数     |
|--------------|----------------|---------------|---------|----------------|
| 前年同期         | 2,535          | 424           | 4       | 2,111          |
| 平成11年        | 2,683          | 452           | 4       | 2,231          |
| 増減数<br>(増減率) | 148<br>(5.8%増) | 28<br>(6.6%増) | 0       | 120<br>(5.7%増) |

印は減少を示す

小さな手 大きくみせて わたろうよ

今年も残すところあと何日というところとなりました。この職場に来てから日々、広報の締め切り、発行に追われ、よけいに早く日が過ぎていくような気がします。

街では、きれいなイルミネーションに灯がともり、それをぼーっと見つめ、「今年のはクリスマスに何をしようかな」と考えているような顔をしている人が目立ちます。

来年は、辰年。景気も昇竜のごとくよくなることを願っています。(成)

編集後記

## 子どもたちから見た川



壱分町 檜垣 知見さんの作品

つくるつよ  
未来の街に つづく川  
生駒南中学校1年 西岡 遥さんの作品

## みんなで考えるごみ問題

かんがえよう、  
このごみほんとうにいらないの？  
生駒南小学校1年生 藤沢ありささんの作品